

待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について

◎趣旨

厚生労働省より平成28年3月28日に公表された「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」に基づく通知の内容を本年5月の本会議で報告したところであるが、その後の対応状況を報告するもの。

1 国の「緊急対策」に基づく通知内容

別添「参考」のとおり

2 対応にあたっての基本的な考え方

- ・ 支援事業計画に基づき、供給体制や保育士の確保に取り組み、年間を通じた平成29年度末までの待機児童解消を目指す。
- ・ このような中、今回の「緊急対策」の意義を踏まえ、待機児童ゼロに向け、できるだけ早期に取り組む。
- ・ 保育の質の低下に繋がる可能性のある施策や、事業者のニーズ把握が必要である施策については、保護者や保育現場の声を十分に踏まえながら、慎重に検討する。

3 前回の本会議から、検討の結果、対応することとした施策

II-6. 定員超過入園の柔軟な実施

年間平均入所率が、2年連続して利用定員の120%を超えた場合、3年目以降に給付が減算される取扱いについて、期間を延長（5年間）する。

⇒ 本施策の活用により、供給量拡大が見込まれることから、国からの通知等により、適切に対応し、平成28年度に創設した市独自補助制度（保育所等利用定員増員促進費補助金）の執行について見直す。

II-9. 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進

保育士の勤務環境改善のため、1箇所あたり1,000千円の補助メニューを創設

⇒ 事業者の意向確認などの結果を踏まえ、本年6月議会で補正予算にて対応

II-13. 保育園等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

保育士配置の要件弾力化や、幼稚園教諭等の他職種の活用などについて、自治体が積極的な検討をする。

⇒ 朝夕など児童数が少数となる時間帯について、保育士以外の職種が配置可能なことや、幼稚園教諭や小学校教諭等を保育士とみなすことが可能となることにより、保育士の確保に繋がるため、本年6月議会にて条例附則を改正